



佐賀県公報

平成17年
5月13日
(金曜日)
第 12603号

○ 告 示

● 佐賀県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十七年五月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十七年二月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人前田病院

所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人前田病院

所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地

サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管

理指導

二 (一) 廃止年月日 平成十七年二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人前田病院

所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 前田病院長生園分院

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地

サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理
指導及び短期入所療養介護

正

誤

- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
- 生活保護法に基づく指定居宅介護機関支援事業の廃止
- 生活保護法に基づく指定介護療養型医療施設の廃止
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定
- 生活保護法に基づく介護療養型医療施設の指定
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更
- 土地改良区役員の就任届
- 土地改良区役員の就退任届
-
-

(総務法制課) 二

(道路公社) 七

公 告

雑 報

(農地整備課) 六

() 五

() 四

() 三

() 二

() 一

() 九

○平成十六年十一月五日付け佐賀県公報第一二五二九号中訂正

●佐賀県告示第三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があつた。

平成十七年五月十三日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 廃止年月日 平成十七年二月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (三) 事業所の名称及び所在地

名 称 株式会社ナチュラルライフ

所在地 佐賀市巨勢町修理田千二百二十六番地四

事業所の名称及び所在地

名 称 らいふケアサービス

所在地 佐賀市高木瀬東二丁目四番八号

廃止年月日 平成十七年二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 医療法人前田病院

所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 前田病院長生園分院

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地

◎佐賀県告示第三百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から廃止の届出があつた。

平成十七年五月十三日

佐賀県知事 古川康

一 廃止年月日 平成十七年二月一日
 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (三) 事業所の名称及び所在地

名 称 医療法人前田病院

所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地

●佐賀県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月十三日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社トランスポート

所在地 佐賀市新郷本町十九番十八号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名 称 有限会社トランスポーツデイサービスアスク

所在地 佐賀市新郷本町十九番十八号

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

所在地 唐津市千代田町二千百九番地六十七

名 称 有限会社あおば

三	(二) (一)	(二) (一)	(二) (一)	(二) (一)
所在地	唐津市千代田町二千百九番地六十七 サービスの種類	唐津市二タ子二丁目七番五十五号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	唐津市神田二千百十番地 サービスの種類	デイサービスあおば 通所介護
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	唐津市朝日町千三十九番地五 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	平成十六年十二月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	平成十六年十二月一日 指定年月日	指定年月日 平成十七年二月一日
名 称	株式会社温誠堂 所在地 唐津市中町千八百二十七番地	株式会社温誠堂 所在地 唐津市中町千八百二十七番地	株式会社温誠堂 所在地 唐津市中町千八百二十七番地	デイサービスげんき 名 称
名 称	訪問介護さくら草 所在地 唐津市中町千八百二十七番地	訪問介護 サービスの種類	訪問介護 サービスの種類	デイサービスげんき 名 称
名 称	医療法人斎藤内科医院 所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地	医療法人斎藤内科医院 所在地 鳥栖市東町一丁目千五十九番地十六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	医療法人斎藤内科医院 所在地 鳥栖市東町一丁目千五十九番地十六 サービスの種類	デイサービスあおば 通所介護

(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	六 指定年月日 平成十七年一月一日
(二) (一) 名称 株式会社マーブルジャパン	七 所在地 福岡県粕屋郡志免町志免中央四丁目四番二十一号
(二) (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	八 所在地 鳥栖市蔵上三丁目三百四番地
(二) (一) 名称 グループホームマーブルくらのうえ	九 所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地
(二) (一) サービスの種類 癡呆対応型共同生活介護	(二) (一) 指定年月日 平成十七年二月一日
(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) (二) (一) 名称 医療法人幸善会
(二) (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) (二) (一) 名称 前田病院
(二) (一) 名称 医療法人幸善会	(三) (二) (一) 所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地
(二) (一) 所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地	(三) (二) (一) サービスの種類 訪問看護及び居宅療養管理指導
(二) (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) (二) (一) 指定年月日 平成十七年二月一日
(二) (一) 名称 前田病院分院	(三) (二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(二) (一) 所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地	(三) (二) (一) 名称 医療法人幸善会
(二) (一) サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理	(三) (二) (一) 所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地
(二) (一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(三) (二) (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) (二) (一) 名称 前田病院分院

(三)

名称 前田病院分院

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地

◎佐賀県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十七年五月十三日

佐賀県知事
古川康

二 指定年月日 平成十七年二月一日

名称 医療法人幸善会
所在地 伊万里市伊万里

三 事業所の名称及び所在地
所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十二番地

名称 前田病院分院

伊万里市立花町二千七百四十二番地
所在地

◎佐賀県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年五月十三日

佐賀県知事 古川康

11 居宅介護支援事業

平成17年5月13日

佐賀県知事 古川 康

名 称		所 在 地	変更年月日
新	唐津市社会福祉協議会居宅 介護支援唐津事業所	唐津市一タナリ一田一田田地 地四	平成17・1・1
旧	唐津市社会福祉協議会居宅 介護事業		
新	唐津市社会福祉協議会居宅 介護支援北波多事業所	唐津市北波多徳須恵一〇九七 番地七	平成17・1・1
旧	北波多村社会福祉協議会居 宅介護支援事業所	唐津市肥前町万賀里川九五三 番地一〇	"
新	唐津市社会福祉協議会居宅 介護支援北波多事業所	唐津市肥前町万賀里川九五三 番地一〇	"
業所	肥前町社協居宅介護支援事 業所		

○ 公 取

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理事	末安 伸之	三養基郡みやき町大字簗原4230番地	平成17年3月31日退任
"	平野 社人	" 大字原古賀6334番地	"
"	立石 輝明	" 大字簗原4618番地	"
"	綾部 安行	" 3532番地	"
"	久富 勝	" 3336番地	"
"	牛島 純男	大字原古賀7934番地	"
"	貞島 照穂	" 6760番地	"
"	嬉野日出造	" 4999番地の2	"
"	碇 益喜	" 3686番地	"
"	碇 秀之	" 2319番地の第2	"
"	松枝 繁樹	" 1574番地	"
監事	山本 武	大字簗原3332番地	"
"	平野 正法	" 大字原古賀6650番地イ第1	"
"	牟田 哲之	" " 4596番地1	"
理事	平野 社人	" " 6334番地	平成17年4月1日就任
"	立石 輝明	" 大字簗原4618番地	"
"	綾部 安行	" 3532番地	"
"	綾部 勝年	" 3425番地のイ	"
"	久富 勝	" 616番地のト	"
"	牛島 純男	" 大字原古賀7934番地	"
"	伊東 國人	" 7202番地の1	"
"	牟田 哲之	" 4596番地1	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東脊振村
土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月13日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理事	福成 千敏	神埼郡東脊振村大字三津1302番地の1	平成17年2月5日退任
"	多良 正裕	" 大字松隈65番地	平成17年3月29日就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中原町土
地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

" 碇 沖則 "	" "	3676番地	" "	(2) 工事場所 佐賀県神埼郡東脊振村大字松隈地内
" 中村 昌輝 "	" "	2378番地	" "	(3) 工事内容 本工事は東脊振トンネル内及び本線道路部に設置する次の電気通信設備の製作及び据付けを行うものである。
" 松枝 繁樹 "	" "	1574番地	" "	ア 非常電話及び押しボタン通報装置製作・据付工事 一式
監事 平野 正法	" "	6650番地イ第1	" "	イ トンネル警報表示板製作・据付工事 一式
" 西山 忠 "	" "	大字簗原3219番地	" "	ウ 気象観測装置及び視程計製作・据付工事 一式
" 糸山紀三男 "	" "	大字原古賀5044番地の1	" "	
<hr/>				(4) 予定期間 約8か月
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、塩田東部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。				
平成17年5月13日				
佐賀県知事 古川 康				
役職名	氏名	住所	就任年月日	
監事	北利治	藤津郡塩田町大字五町田甲2945番地	平成17年4月1日	
<hr/>				
○ 招標				
東脊振トンネル有料道路事業電気設備工事について、特定建設共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。				
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。				
平成17年5月13日				
佐賀県道路公社理事長 川上義幸				
1 工事の概要				
(1) 工事名 東脊振トンネル建設工事（非常通報設備・気象設備製作据付）				
事に係る特定建設業の許可を受けていること。				
(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。				
2 共同企業体に関する事項				
(1) 構成員の資格要件				
ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。				
(ア) 佐賀県道路公社会計規程（昭和57年佐賀県道路公社規程第8号）第80条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。）及び同条第3項に規定する「建設業者施工能力等級表」に登録されていること。				
(イ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。				
(ウ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。				
イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。				
(ア) 沖縄を除く九州7県のいずれかに本店、支店又は営業所を有し、かつ、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により電気工事及び電気通信工事ともにAの決定を受けていること。				

<p>(イ) 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に基準日がある経営事項審査において電気工事及び電気通信工事の総合評点がともに1,000点以上であること。</p> <p>(エ) 当該工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。</p> <p>(オ) 同種工事について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。</p> <p>なお、同種工事とは、トンネル又は道路の非常通報、警報表示、気象観測及び視程計設備工事等（機器の更新等の改良工事も含む。）とする。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項により電気工事A又は電気通信工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(オ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(エ) 電気工事又は電気通信工事（機器の更新等の改良工事も含む。）について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。</p> <p>(2) 構成員の数 3社とする。</p> <p>(3) 出資比率 すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 より大きな施行能力を有するものであり、代表者の出資比率は構成員中最大であること。</p> <p>(5) 存続期間</p>	
<p>ア 本工事の請負契約の相手方となった者 イ 本工事に係る請負契約の履行後12か月を経過する日まで 本工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p> <p>(3) 共同企業体編成表</p> <p>(4) 同種工事の施工実績調査書</p> <p>(5) 配置予定技術者調査書</p> <p>(6) 営業所一覧表</p> <p>(7) 設計業務受託者関係説明書</p> <p>(8) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>(9) 経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>(平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等</p> <p>(1) 受付期間 平成17年5月13日から平成17年5月23日（土曜日及び日曜日を除く。）の9時から16時まで</p> <p>(2) 受付場所 佐賀県道路公社 経営管理課 佐賀市城内一丁目6番5号 県庁南別館西庁舎4階</p> <p>(3) 提出方法 上記(2)に持参すること。 なお、郵送、電子メール又はファクシミリによる申し込みは受け付けない。</p> <p>5 入札参加資格要件該当者の閲覧 2(1)アの(エ)の要件を満たす建設業者については、名簿を作成し閲覧に供するものとする。</p>	

なお、開覧期間及び開覧場所は次のとおりである。

- (1) 開覧期間 4(1)に同じ
- (2) 開覧場所 4(2)に同じ

6 指名業者の選定

提出資料の審査結果に基づき公社の指名基準により指名業者を選定する。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

7 入札予定期

平成17年6月

8 その他

入札参加申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県道路公社において配布する。

問い合わせ先 佐賀県道路公社 経営管理課

電話 0952-25-2050

東脊振トンネル有料道路事業電気設備工事について、特定建設共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年5月13日

佐賀県道路公社理事長 川上義幸

1 工事の概要

- (1) 工事名 東脊振トンネル建設工事(道路情報表示装置・遠方監視設備・運用監視設備製作据付)
- (2) 工事場所 佐賀県神埼郡東脊振村大字松隈地内
- (3) 工事内容 本工事は東脊振トンネル内及び本線道路部に設置する次の電

気通信設備の製作及び据付けを行うものである。

- ア 道路情報表示装置製作・据付工事 一式
- イ 遠方監視設備製作・据付工事 一式
- ウ 運用監視設備製作・据付工事 一式

2 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件

アすべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県道路公社会計規程(昭和57年佐賀県道路公社規程第8号)第80条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること(被輔助人、

被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。)及び同条第3項に規定する「建設業者施工能力等級表」に登録されていること。

(イ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。

(ウ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 沖縄を除く九州7県のいずれかに本店、支店又は営業所を有し、かつ、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項により電気工事及び電気通信工事ともにAの決定を受けていること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に基準日がある経営事項審査において電気工事及び電気通信工事の総合評点がとともに

	<p>1. 000点以上であること。</p> <p>(エ) 当該工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。</p> <p>(イ) 同種工事について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。</p> <p>なお、同種工事とは、トンネル又は道路の道路情報表示、遠方監視設備及び運用監視設備工事等（機器の更新等の改良工事も含む。）とする。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項により電気工事A又は電気通信工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(イ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(ウ) 電気工事又は電気通信工事（機器の更新等の改良工事も含む。）について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。</p> <p>(2) 構成員の数</p> <p>(3) 出資比率</p> <p>(4) 代表者の要件</p> <p>より大きな施行能力を有するものであり、代表者の出資比率は構成員中最大であること。</p> <p>(5) 存続期間</p> <p>ア 本工事の請負契約の相手方となつた者</p> <p>本工事に係る請負契約の履行後12か月を経過する日まで</p>	<p>イ 本工事の請負契約の相手方とならなかつた者 本工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p> <p>(3) 共同企業体編成表</p> <p>(4) 同種工事の施工実績調書</p> <p>(5) 配置予定技術者調書</p> <p>(6) 営業所一覧表</p> <p>(7) 設計・業務受託者関係説明書</p> <p>(8) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>(9) 経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>(平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等</p> <p>(1) 受付期間 平成17年5月13日から平成17年5月23日（土曜日及び日曜日を除く。）の9時から16時まで</p> <p>(2) 受付場所 佐賀県道路公社 経営管理課 佐賀市城内一丁目6番5号 県庁南別館西庁舎4階</p> <p>(3) 提出方法 上記(2)に持参すること。 なお、郵送、電子メール又はファクシミリによる申し込みは受け付けない。</p> <p>5 入札参加資格要件該当者の閲覧</p> <p>2(1)アの(イ)の要件を満たす建設業者については、名簿を作成し閲覧に供するものとする。</p> <p>なお、閲覧期間及び閲覧場所は次のとおりである。</p> <p>(1) 閲覧期間 4(1)に同じ</p>
--	--	---

(2) 閲覧場所 4(2)に同じ

6 指名業者の選定

提出資料の審査結果に基づき公社の指名基準により指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

7 入札予定時期

平成17年6月

8 その他

入札参加申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県道路公社において配布する。

問い合わせ先 佐賀県道路公社 経営管理課

電話 0952-25-2050

○ 出 帰

平成十六年十一月五日付佐賀県公報第111511九中正

頁	箇 所	謹	正
1	下段 左から六行目	宇中園	宇上園

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年五月十三日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷